

都道府県ボディビル・フィットネス連盟の皆様へ

【(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟役員の定款、倫理規程違反の不適正運営について】

平素より当連盟にご指導、ご協力を賜り心より御礼を申し上げます。

さて、当連盟は令和2年から令和3年にかけて、「理事長の連盟金横領」事件等、二件の事件が発生し、他に二件の加盟公認クラブが退会し四加盟クラブが減少し連盟の運営は大変厳しい状況にあります。

当連盟で上記と別に(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟「以下日本連盟と言う」の不正行為により大変困っていることが三件発生しています。

一件は、同封した「通告書」に内容説明が記載してあるように令和三年度に日本連盟(青田 正順会長)に茨城県連盟の代表を日本連盟正会員として推薦したが承認されないで日本連盟理事会で「不承認」となったことです。岩崎事務局長に「不承認」の理由について説明を求めたが理由は解らないとの回答です。日本連盟に承認しない具体的理由を6月16日付の「通告書」により「不承認」の理由を明らかにするよう回答書求めました。しかし依頼後100日余を経過している9月27日現在回答書は届いておりません。

二件目は、こちらも同封した「通告書」に内容が記載してありますが日本連盟、(大嶋ひろみ 関東ブロック長、日本連盟理事)に令和5年6月7日付けで「関東ブロック調整会議」の茨城県連盟への通知を怠った具体的理由を文書で明らかにするよう通告書で求めました、しかし通告後100日余を経過しておりますがいまだに通告書に対する回答書は届いておりません。大嶋ひろみ関東ブロック長に関東ブック会議の内容を説明していただきたく携帯電話に延べ30回ほど電話をしましたが接続されてもすぐ切れてしまい一度も会話することはできませんでした。このことを電話会社に確認をしたら、本人の申し出によりそのようにしてありますとの説明です。

二人の行為については日本連盟「定款」と「倫理規定」に違反しており、同封の通告書に違反の内容は記載してある。定款に違反していることの主張は、当連盟と弁護士の解釈によるものである。また、同封の日本連盟「倫理規定」の主な点は次のようなことである。二人の行為は下記の「倫理規定」第1条より第5条までを無視した行為である。

第1条(目的)にもあるが(……その運営に当たっては、厳正な倫理に則り、スポーツの根本であるルールとフェアプレイ精神に基づき、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。)とある。

第2条(摘要の範囲)として(1) 本連盟役員、委員、職員 (2) 選手登録競技者 (3) 公認審査員 (3) 公認指導員) 以下(6)までであるが青田 正順会長、大嶋ひろみ理事、岩崎靖事務局長は当然本規定の適用に該当するのである。

第3条(使命及び社会的責任)には、本連盟は、その設立目的に従い広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営

貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたり常に公正かつ誠実に社会的使用の維持、向上に努めなければならない。

第4条(法令等の遵守)

本連盟は、関連法令及びの本連盟の、定款、倫理規定その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第5条(人道に反する行為)

人道に反する行為については、各事業運営を管理する者はその予防を徹底し、違反した者に対しては厳正な措置をとるものとする。また、役員は、互いに相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。

【公益社団法人として国から認可を受けている日本連盟が、最高責任者の青田正順会長、また大嶋ひろみ理事は「定款」、「倫理規定」を無視して同封の「通告書」のように、「ルールとフェアプレイ精神に背き・不公正・不誠実・社会的信用の失墜・相手の立場を無視」し上記第5条の(人道に反する行為)も行っている。

違反した者に対しては厳正な措置をとるものとなっているが、最高責任者が自ら違反して当人はどのような厳正な措置をとるのか。いうまでもありませんが二人は率先して「定款」、「倫理規程」を遵守しなければならない立場にあります。しかし二人は上記のように、これを無視して遵守せず不公正、かつ不誠実にして日本連盟の社会的信用を失墜させていることは紛れもない事実です。】


茨城県連盟では皆様にこのように異常な事実を知っていただき、二度とこのような理不尽な不正行為が日本連盟役員や、加盟するブロック等で発生することのないことを願ってのお知らせです。ご理解くださいますよう宜しくお願い致します。

令和5年9月29日

茨城県ボディビル・フィットネス連盟

理事長 西原 広志 

理事 風見 和彦 

理事 高橋 和成 

理事 磯野 武夫 

通 告 書

令和 5 年 6 月 16 日

〒111-0053

東京都台東区浅草橋 4-9-11

大黒ビル 2 階


公益社団法人


日本ボディビル・フィットネス連盟


代表理事 青田 正順 殿


茨城県神栖市知手 210-39

茨城県ボディビル・フィットネス連盟

理事長 西原 広志 

理 事 風見 和彦 

理 事 高橋 和成 

理 事 磯野 武夫 

1 通告の対象たる事由

2022年10月8日に開催された貴連盟の第4回理事会において、当連盟が貴連盟正会員候補者として推薦した磯野武夫の正会員選任議案（理事会第1号議案）につき、理事会は全員反対による否決の決議

2 通告の理由

- (1) 当連盟が正会員に推薦した磯野武夫は茨城県ボディビル・フィットネス連盟を代表する者である。
- (2) 貴連盟定款第5条（法人の構成員）において、正会員は、「都道府県のボディビル

・フィットネス連盟を代表する者」と規程されている(同条(1)①)。

(3) この規程により、理事会は、正会員に推薦された者が「都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者」である限り、これを正会員と認めざるをえず、裁量の働く余地はない。

(4) 仮に、裁量が許されるとしても、正会員への就任を否決するには、定款第9条(除名)に規定されていると同一の事由がなされなければならない。裁量は驥東裁量であり、理事会の任意の裁量を許すものではない。

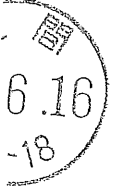
(5) 従って、前記理事会における当連盟が正会員として推薦した磯野武夫につき、その就任を否決する決議は定款違反若しくは裁量権逸脱の違法がある。

3 通告

(1) 従って、貴連盟に対し、当連盟が正会員として推薦した者に対し理事会において秘訣をした件に関し、定款の規定との整合性及び裁量が許されるとして最良の理由を明らかにするよう通告する。

(2) 仮に、明らかになされないときは、遺憾ながら、貴連盟が公益社団法人であることに鑑み、公益を優先せず恣意的な決議がなされていることを、情報伝達的手段を選ぶこと

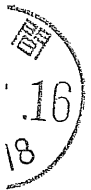
なく、監督官庁及び、全ての国民に知らしめ
所存であることを通告する。



この郵便物は令和5年6月16日第50136号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社







通 告 書

令和5年6月7日

埼玉県比企郡川島町八幡 3-1-2
坂井トレーニングジム 内
日本ボディビル・フィットネス連盟理事
埼玉県ボディビル・フィットネス連盟 理事長
関東ブロック
ブロック長 大 嶋 ひ ろ み 殿

茨城県神栖市知手 210-39
茨城県ボディビル・フィットネス連盟

理事長 西 原 広 志 
理 事 風 見 和 彦 
理 事 高 橋 和 成 
理 事 磯 野 武 夫 

前略

令和4年12月3日に開催された日本ボディビル・フィットネス連盟に関する「関東ブロック調整会議」（以下「調整会議」という）について、次のとおり通告する。

上記「調整会議」の開催については、構成団体である当連盟（茨城県ボディビル・フィットネス連盟）には、故意に、その開催の通知がなされなかった。

この「調整会議」は、構成各団体の大会その他各種行事の日程調整を図るうえで極めて重要な会議であり、この「調整会議」に出席できないことは各団体において多大な不利益、不便をもたらすものであつて、貴ブロック及びブロック長にあつては構成団体に対し等しく開催を通知すべき義務があるものである。

これを故意に怠り、当連盟に開催通知をしなかったため、当連盟は、各種大会等の日程調整等に関し、その日程が決められないなど、多大な不利益を蒙っている。

大会出場予定者、また関係者よりは、他の関東ブロック連盟の大会期日はだ

いぶ前に発表されている、茨城県連盟の大会期日は「未定」となっている、なぜ発表しないのか、いつ発表するのか等の問い合わせも相次いだ。

当連盟では、大嶋ひろみ関東ブロック長に関東ブロック「調整会議」の結果を教えていただき、早急に茨城県で行う大会の開催日を決定するため大嶋ひろみブロック長の携帯に何度も（約 30 回）連絡をしたがすぐ切れてしまい一度も会話することは出来なかった。

電話会社に確認したら、本人の希望でそのようにセットしてあるとの説明である。困り果てて、令和 4 年 1 月 18 日に埼玉県ボディビル・フィットネス連盟事務局に電話連絡して電話連絡して下さるようご依頼をした、それでもいまだに連絡はない。

大嶋ひろみ埼玉県ボディビル・フィットネス連盟理事長は、日本ボディビル・フィットネス連盟理事の要職にある、関東ブロック ブロック長の責任立場でもある、一体何があったのか。茨城県連盟が出席すると関東ブロックとして不都合なことがあるのか。

「調整会議」の席には、青田正順 公益社団法人 日本ボディビル連盟代表理事会長、神奈川県ボディビル連盟理事長も出席していた。（公社）日本ボディビル・フィットネス連盟会長としての適切な指導をなされたと思うが。

いずれにしても当連盟でこのままでは多大なご迷惑、ご心配をおかけした関係者に対して説明責任を果たすこともできないし、今後のこともある。

そこで、貴ブロック及びブロック長に対し故意に当連盟（茨城県ボディビル・フィットネス連盟）に対し「調整会議」の通知を怠った具体的な理由を本書到着後 10 日を目処に文書で明らかにするよう通告する。

仮に、明らかにされないときは、本件の重要性を鑑み全ての国民にこの事実を知らしめる所存であることを通告する。